福井地裁、高浜再稼働認める

時時刻刻

新基準 判断一転

「合理的」8カ月前と覆る

関西電力高浜原発3、4号機（福井県）の差し止めの仮処分をめぐり、福井地裁は8カ月前と正反対の結論を出した。国による原発の新規制基準が施行された2013年7月以降、運転差し止めをめぐる裁判は、基準の合理性について争いがない。そこには、科学や技術に対する見解の違いが浮かび上がる。一方、今回の決定で主張が認められた関電側からは、安堵する声が漏れた。

▼1面参照

今回の福井地裁決定の特徴は、林潤裁判長が新規制基準の合理性を認めた点にある。

原発再稼働の可否をめぐる過去の判決や決定を見ると、新規制基準をどう評価するかで、可否の判断が分かれている。

「新規制基準に適合しているからといって安全ではない。決定は、原発に絶対的な安全性はないと言っている。そうならば、原発を止めろと言いたい」

住民側の河合弘之弁護士は、福井市内で開いた記者会見でこう指摘した。

関電は、新規制基準や基準地震動（想定される最大の揺れ）に対する信頼性を否定した今年4月の福井地裁決定に対し、異議を申し立てていた。当時の樋口英明裁判長は、関電大飯原発3、4号機（福井県）をめぐる昨年5月の判決でも運転差し止めを命じた。

樋口裁判長は二つの裁判の判断の中で「経済活動である原発の稼働は憲法上、人格権よりも劣位に置かれるべき」「新規制基準は厳やかにすぎ、適合しても安全性は確保されない」と指摘した。新規制基準づくりに関わった勝田忠広・明治大准教授（原子力政策）は「技術的な問題以前の生命、倫理に言及した重みのある判断だ」と評価する。

一方、今年4月、鹿児島地裁は九州電力川内原発1、2号機（鹿児島県）の運転差し止め申請を却下。新規制基準について「厳定に審査し難い過誤は認められない」と合理性を認めた。

多くの原発訴訟に影響を与え、鹿児島地裁の決定で「技術的な問題」は裁判所が行政に代わって安全性を審査する制度が受け皿となっていることだ。高浜原発から5キロに暮らす70代の男性は「町民は原発と共存するしかないとあきらめている。ただ住民の不安を安全対策に生かす仕組みは強化してほしい」と訴える。

米国の原子力規制委員会には、一般からの行政措置への意見を審査する制度があり、規制行政の透明性や公平性の確保に役立ってきた。日本でも住民の声に丁寧に耳を傾け、原発の安全規制や行政のあり方を改善していく場が必要だ。

（編集委員・服部崇）

住民の声 行政にも受け皿を

視点

高浜原発3、4号機の運転を禁じた仮処分の効力が失われた。

4月の福井地裁の仮処分決定は、基準地震動の設定に信頼性はなく、新規制基準も「緩やかにすぎて合理性を欠く」とした。東京電力福島第一原発事故の被害の深刻さに、市民目線で正面から向き合った内容だった。

だが今回は、いずれも妥当だと判断した。技術的・科学的な内容の詳しい判断には踏み込まなかった。原発訴訟に詳しい下山憲治・名古屋大教授（法学）は、「規制基準の内容や手続きに不合理な点がないかを形式的にみる従来通りの司法判断といえる。住民が今回裁判所に判断を求めた避難対策にも正面から向き合っていない」と指摘する。

3号機は来年1月下旬に再稼働する予定だが、重大事故が起これば被害が広範囲、長期に及ぶことを私たちは福島の事故で思い知らされた。避難計画の実効性を疑問視する声も強い。

問題は住民の原発への不安や疑問をすくい上げる役割が行政に乏しく、司法が受け皿となっていることだ。高浜原発から5キロに暮らす70代の男性は「町民は原発と共存するしかないとあきらめている。ただ住民の不安を安全対策に生かす仕組みは強化してほしい」と訴える。

米国の原子力規制委員会には、一般からの行政措置への意見を審査する制度があり、規制行政の透明性や公平性の確保に役立ってきた。日本でも住民の声に丁寧に耳を傾け、原発の安全規制や行政のあり方を改善していく場が必要だ。

（編集委員・服部崇）

新規制基準と基準地震動

新規制基準は東京電力福島第一原発事故の教訓をふまえ、原子力規制委員会がつくった安全対策基準。炉心溶融のような重大事故を想定した対策を義務づけた。新規制基準に適合しないと再稼働できない。原発ごとに設定される基準地震動は起こりうる最大級の揺れを定めたもので耐震設計のもとになる。新規制基準に基づく審査の際、改めて決められている。付近の活断層の状況や過去の地震の記録などに基づき、自然現象の不確かさも踏まえて決められる。

関電原発回帰 見えぬ費用

「先が見えなかった再稼働だが、ようやくここまで来た」

関西電力の幹部は福井地裁の決定後にこう語った。高浜3、4号機の再稼働は「最優先課題」だっただけに、社内には安心感も広がった。

関電はこれまで、保有する7基の原発の再稼働に向けて原子力規制委員会の審査を受けてきた。高浜3、4号機を優先させるため、担当技術者らの3～4割を今秋まで投入。3号機については今月17日までに設備検査の大半を終え、原子炉に核燃料を搬入する直前の状態までこぎ着けた。

関電は全国の電力会社のなかでも原発依存度が高く、東京電力福島第一原発事故の前は、発電量全体の5割弱をまかなっていた。2013年9月に稼働がゼロとなり火力発電の燃料費がかさむようになった。業績は赤字続きで、電気料金は2度値上げした。

関電は高浜3、4号機がともに動けば月約120億円の収支改善になると試算。原発に頼ることで電気料金を値下げし、来年4月からの電力自由化による競争を乗り切りたい考えだ。

だが、原発回帰ともいえる動きにはリスクもある。新しい規制基準に合わせ、設備の耐震性を高めたり、緊急時の電源を確保したりする対策費用が膨らむ。12年11月時点で総額2850億円の安全対策費がかかると見込んだが、現時点では4929億円まで増えた。

高浜3、4号機の対策費だけでも、防火対策や防潮堤建設などで一千億円以上と見込まれる。

ほかにも地震の対策費が増えそうな原発もある。さらに廃炉や放射性廃棄物の処理にかかる費用もあり、最終的にどれだけコストがかかるのか関電は示せていない。負担が将来、消費者に回ってくる可能性もある。

（大畑雅俊）

今回の福井地裁の決定は伊方判決の「前例踏襲」とも言え、河合弘之弁護士は「逆戻りした」と批判した。

名古屋高裁金沢支部裁判長として2003年に高速増殖炉「もんじゅ」（福井県）の設置許可無効の判決をした元裁判官の川崎和夫さんは「鹿児島地裁の決定に続く今回の決定を見てみると、裁判所は安全神話がまかり通っていた時代に戻りつつあるのではないかという気がする」と指摘。

「福島の原発事故の教訓を踏まえれば、専門技術的な観点からの判断だけではなく、国民の納得可能性の有無についても考慮すべきではないか」と語った。

（小川慈織、飯島健太）

原発の差し止めをめぐる最近の主な司法判断

	14年5月21日 福井地裁（樋口英明裁判長） 大飯原発3、4号機	15年4月14日 福井地裁（樋口英明裁判長） 高浜原発3、4号機	4月22日 鹿児島地裁（前田郁勝裁判長） 川内原発1、2号機	12月24日 福井地裁（林潤裁判長） 高浜原発3、4号機
判決・決定内容	運転差し止め（判決、現在は控訴審で係争中）	運転差し止め（決定）	運転差し止め申請の却下（決定）	運転差し止め決定を取り消し（決定）
新規制基準	基準の適否ではなく、安全性が確保されているかどうかで判断する	厳やかにすぎ、適合しても安全性は確保されず、合理性を欠く	専門的知見のある原子力規制委による策定であり、不合理な点は認められない	専門性、透明性、中立性が確保されているなど不合理ではない
基準地震動	地震大国である日本に、基準地震動を超える揺れが来ないという根拠はない	05年以降、全国の4原発で5回、基準地震動を超える揺れが観測された。高浜の算定も、同じ手法で算出されたもので、信頼に足りる根拠は見いだせない	基準地震動を超える揺れが過去にあったが、新規制基準で考慮できる原因をよりどころに、不合理なものではないとおりを認めない	最新の科学的知見を踏まえ、審査する体制に審査する枠組みが採用された

再稼働	
・川内原発	1、2号機
すべての審査が終了	
・高浜	3、4号機
主な審査が終了	
・伊方	3号機
審査が終了し審査中	
・玄海	3、4号機
・大飯	3、4号機
・美浜	3号機
審査の原則～中盤	
・泊	1～3号機
・女川	2号機
・柏崎刈羽	6、7号機
・浜岡	3、4号機
・島根	2号機
・東海第二	2号機
・志賀	2号機
・東通	
・大間（建設中）	
・高浜	1、2号機
・敦賀	2号機

16原発26基、審査申請

13年7月以降

新規制基準が施行された2013年7月以降、全国の16原発26基が審査を申請した。関西電力高浜3、4号機（福井県）は今年10月、九州電力川内1、2号機（鹿児島県）に次いで、再稼働の前提となる許認可の審査をすべて終了。四国電力伊方3号機（愛媛県）も主な審査が終わり、関電限が来年に迫る高浜1、2号機や美浜3号機（福井県）の審査も急いでいる。東京電力福島第一原発と同じ沸騰水型炉では、東電柏崎刈羽6、7号機（新潟県）の審査が比較的進んでいる。

大飯3、4号機（福井県）や九電玄海3、4号機（佐賀県）などが続く。

関電は運転延長認可の期

12/25 朝日